	政府の段階	中央政府
	措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
五十一	分野	技能検定
	小分野	
	産業分類	
	留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	政府の段階	中央政府
	措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章 労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
	概要	
五十二	分野	上水道業
	小分野	
	産業分類	JSIC　三六一　上水道業
	留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
	政府の段階	中央政府
	措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
	概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
五十三	分野	卸売業及び小売業
	小分野	家畜
	産業分類	JSIC　五二九　その他の農畜産物・水産物卸売業
	留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	政府の段階	中央政府
	措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
	概要	家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。
五十四	分野	すべての分野
	小分野	
	産業分類	
	留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
	政府の段階	都道府県以外の地方政府
	措置	
	概要	日本国は、サービス貿易一般協定に基づく日本国の特定の約束に反しない限りにおいて、都道府県以外の地方政府が維持し、継続し、又はいつでも更新する現行の措置を留保する。 日本国は、この協定の効力発生時に、都道府県以外の地方政府による現行の措置に関する法的拘束力を有しない表をスイスに提供する。 日本国は、そのような地方政府の現行の措置の適合性を増加させるために利用可能な合理的な措置をとる。

第二節　将来の措置

1　この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第五十七条の規定に従って記載するものである。

(a)　第四十五条
(b)　第四十六条
(c)　第四十七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、附属書六の第六条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくスイスの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第四十四条(1)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第四十三条2の規定により第六章の規定の適用範囲から除外されるので、この留保表には含まれない。

6　第四十六条に基づく義務に影響を及ぼすスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この付録の規定の適用上、

(a)　「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
(b)　「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

一	分野	すべての分野
	小分野	
	産業分類	
	留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
	概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。 (a)　スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利